

平成25年度見附市国民健康保険事業特別会計決算見込み(26.2.12作成)

(単位:円)

歳 入	決算見込み	
	25 年度	
	決 算 額	前年度比
国 保 税	804,700,000	110.2%
一 般 分	732,000,000	110.8%
医療分現年分	479,000,000	108.3%
支援分現年分	168,000,000	116.8%
介護分現年分	65,000,000	117.6%
医療分滞繰分	15,000,000	104.1%
支援分滞繰分	3,000,000	107.4%
介護分滞繰分	2,000,000	106.3%
退 職 者 分	72,700,000	103.7%
医療分現年分	41,000,000	101.9%
支援分現年分	14,500,000	110.3%
介護分現年分	14,500,000	108.1%
医療分滞繰分	2,000,000	85.2%
支援分滞繰分	300,000	72.6%
介護分滞繰分	400,000	72.5%
国 庫 支 出 金	809,931,434	94.5%
療養給付費等負担金	565,123,470	95.0%
普通調整交付金	208,000,000	95.4%
特別調整交付金	15,000,000	66.9%
その他	21,807,964	99.8%
療養給付費交付金	220,000,000	73.3%
前期高齢者交付金	1,155,986,139	103.3%
県 支 出 金	177,725,964	95.0%
県 調整交付金	156,108,000	94.4%
その他	21,617,964	100.0%
保険財政共同安定化・高額共同事業交付金	385,868,228	91.8%
基金繰入金	0	0.0%
一般会計繰入金	250,000,000	94.3%
繰 越 金	95,005,024	784.7%
諸収入(手数料も含む)	15,020,302	230.3%
歳 入 合 計 A	3,914,237,091	98.9%

歳 出	決算見込み	
	25 年度	
	決 算 額	前年度比
総 務 費	83,000,000	102.3%
保 険 給 付 費	2,556,710,000	100.0%
一般療養諸費	2,353,300,000	100.7%
退職療養諸費	183,600,000	92.2%
審査支払手数料	7,000,000	101.4%
出産育児一時金	9,660,000	96.7%
葬 祭 費	3,150,000	100.0%
後期高齢者支援金等	514,170,028	102.6%
介護納付金	224,098,279	104.6%
保険財政共同安定化・高額共同事業拠出金	410,334,224	98.0%
保 健 事 業 費	43,000,000	106.7%
その他	62,662,562	125.2%
歳 出 合 計 B	3,893,975,093	100.8%
歳入歳出差引A-B	20,261,998	

※各月実績平均により12ヵ月分を見込む

確定  
確定  
確定  
確定

※保険税算定に係る項目のみ(総合特区推進事業費は除く)

## 平成 26 年度 見附市国民健康保険事業運営方針

国民健康保険制度は、地域医療保険制度の中核として市民の健康保持増進、福祉の向上に大きな役割を果たしている。国民健康保険を取り巻く環境は、月例経済報告によれば、国の経済対策等の効果により「景気は緩やかに回復している」としているものの、現状では電気、ガソリン価格の上昇などと相まって実態経済では実感を得るに至っていない。加えて、国保被保険者の年齢構成、医療費水準が他の保険と比較して高く、所得水準が低いという構造的な課題も抱えており、財政運営面では依然として厳しい状況に置かれている。

また、国の社会保障制度改革により、今後、国保制度も大きな変革の時期を迎えることから、具体的な制度設計の動きを注視していく必要がある。

当市の国民健康保険では平成 26 年 1 月末現在で全市世帯の 38.7%にあたる 5,505 世帯で、総人口の 22.8%に相当する 9,550 人が被保険者となっている。今後も急速に進む高齢化や医療技術の高度化により今後も 1 人当り医療費の増加が見込まれる。

国保財政の運営は被保険者が納入する国民健康保険税と国からの交付金などにより財源を確保し、保険給付を行うしくみとなっているため、負担と給付のバランスの調整を図り安定運営に努めていかなければならない。

今年度の事業運営にあたっては被保険者への安定的なサービス提供のために、次に掲げる各項目について事業を進める。

## 1 財政安定化対策

国保財政の健全化に資するため、平成 25 年度は平成 18 年度以来 7 年ぶりとなる国保税率の引き上げを行ったところである。平成 26 年度においては、平成 25 年度の財政状況を勘案したうえで必要により国保税率の改正を行う。

## 2 保険税の収納対策

現状の収納率を維持するため次の収納対策を実施する。

- ① 滞納分析、財産調査、所在調査を行い、滞納者の実態を把握するとともにその結果に基づき悪質な滞納者に対しては滞納処分を行うなど適正な処理に努める。
- ② 滞納額等から勘案して、納税折衝による完納が比較的容易に期待できる滞納者に対しては収納強化期間を設け、短期的かつ集中的な滞納整理を行う。
- ③ 口座振替による収納は納期限内納付による収納率向上に寄与するものであることから一層の推進に努める。
- ④ 納付書による納付については、金融機関窓口のほか、コンビニエンスストアでの納付に

より被保険者の利便性を高める。

- ⑤ 収納率数値目標 現年度分 96.50% (H24実績 96.42%)  
滞納繰越分 17.20% (H24実績 17.11%)

### 3 適用の適正化対策

- ① 医療保険における被保険者の負担の公平化を期すため退職者医療制度の適用徹底を図る。
- ② 日本年金機構と連携を図り、国民年金第1号・第3号被保険者資格喪失一覧表を活用し、厚生年金保険等の資格を取得した者のうち国保と社保の保険資格が重複していると思われる者に対しての異動手続きを促すものとする。また、国民年金第2号被保険者資格喪失一覧表を活用し会社等を退職し、厚生年金等の資格を喪失した者に対して国保加入の手続きを促すものとする。
- ③ 国民健康保険税賦課及び軽減適用の適正化を推進するため、所得の未申告者に対する申告勧奨を積極的に行う。

### 4 医療費適正化の推進

- ① レセプト点検事務を効率的に行うため、専門事務職員を3人雇用し、毎月請求されるレセプトについて診療内容点検、資格、請求点数等の点検業務にあたる。
- ② レセプト点検事務の事後処理として再審査請求、過誤調整、不当利得等に伴う返還請求等を行う。
- ③ 県などが主催するレセプト点検事務等研修会への積極的な参加と、県指導員の受入れにより点検員の技術向上を図る。
- ④ レセプト点検から重複受診者等リストを抽出し、同一疾病について複数の医療機関に受診している者や頻回受診者に対し保健師等による訪問指導を実施する。
- ⑤ 被保険者への健康に対する啓発や医療費に対する認識を深めてもらうため、国保連合会の共同事業として、保険医療機関等で治療を受けた時の医療費を年4回(1回3か月分)通知する。
- ⑥ 被保険者負担や国保財政負担の軽減の観点からジェネリック医薬品差額通知を国保連合会の共同事業として実施する。また、ジェネリック医薬品希望カードを全被保険者に配布する。

### 5 保健事業の推進

疾病の予防あるいは早期発見、早期治療による重症化予防を図ることにより、医療費の削減はもちろん、健康でいきいきと充実した生活を送ることができるところを目的に実施する。

(重点事項)

① 健康診断への助成

名 称	対 象 者	助成割合	定員（予定）
人間ドック	30 歳以上	料金の 7 割	258 名
脳ドック	〃	〃	108 名

- ② 医療費分析により市の健康課題を明確にするとともに、保健担当部署と連携し、国保健康だより発行、健康講座の開催など分析結果を反映させたポピュレーションアプローチの取組を強化する。
- ③ メタボリックシンドローム該当者及び予備群には生活習慣病の重症化を予防するため、個別指導や個別訪問を実施するなどハイリスクアプローチの取組を強化する。
- ④ 特定健診・特定保健指導については節目年齢（40・50・60 歳）の被保険者を対象とした健診無料化、未受診者訪問等による受診勧奨、健診結果説明会を開催し、同時に初回面談も行うなど受診率、実施率の向上を図る。

6 広報活動の推進

- ① 国民健康保険制度の周知と健康意識の高揚のため、国保健康だよりの発行及び市広報への記事掲載を行う。
- ② 国民健康保険税の仮算定通知、本算定通知の送付に際し、制度周知の機会として税額の計算方法や納税に関するお知らせ、口座振替の推進などのチラシを同封する。
- ③ 後期高齢者医療制度の案内等は広域連合と連携し随時、合同の広報を行う。

月別広報（予定）

月	広報みつけ（主な内容）	国保健康だより	そ の 他
4	人間ドック等		仮算定通知へのチラシ同封
5	資格手続		
6	税軽減制度		
7	保険証切替等	1 号（保険証切替）	本算定通知へのチラシ同封
8	資格手続		
9	高額療養費		
10	ジェネリック医薬品差額通知		
11	税納入方法・口座振替推進	2 号（医療費適正化）	
12	高額医療・高額介護合算		
1	納税額のお知らせ案内		確定申告用納税額のお知らせ
2	所得申告等について		
3	資格手続	3 号（ドック申込等）	

7 会議等の予定

月	国民健康保険運営協議会関係	職員関係
4	(協議会開催 国保税率) ※	国保担当課長会議
5		国保初任者研修会
6		
7		
8	県運協連絡会 総会及び研修会 協議会開催 決算報告ほか	
9		
10		県国保指導監査
11		レセプト点検事務研修会
12		レセプト点検の現地指導会
1		
2	協議会開催 事業計画、予算ほか	
3		

※ ( ) 内は税率改正の必要が生じた場合に開催

平成 26 年度 国民健康保険事業計画表

事業月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
賦課業務	賦課期日 4/1 仮算定通知書送付 4/15 (譲渡所得調査 5月中旬:税務課) 本算定通知書送付 7/15 ※毎月 15 日納付書発送、毎月 20 日督促状発送 (随時の業務) 更正決定書送付(税務課) 過誤納還付処理(税務課) 所得調査(市外転入者)											
収納業務	納税相談(通年) 滞納整理(通年) 徴収強化月間											
適用の適正化	所得未申告者への申告勧奨(通年)・退職者医療対象者の職権適用(通年)											
医療費適正化	縦覧点検(毎月)・資格点検(毎月)・第三者行為点検(通年)											
保健事業	国保ドックの実施(通年) 特定健診を6月、9月、12月に実施											
医療費通知	6月(12・1・2月分)			9月(3・4・5月分)			12月(6・7・8月分)			3月(9・10・11月分)		
ジェネリック医薬品差額通知	年 3 回(7月、10月、2月)											
広報活動	広報誌への記事掲載(毎月) 国保健康だより発行(年 3 回(7月、11月、3月))											

# 平成26年度 国保会計予算案(当初予算)

4 審議案 ②

## 歳入

単位:千円

歳入内容		26年度	25年度	比較	前年度比	説明
1	国民健康保険税	798,300	721,600	76,700	110.63	国民健康保険事業の運営のため、被保険者から納めてもらう税金
2	督促手数料	400	400	0	100.00	保険税が納期限内に納税されない場合に発送となる督促状の手数料(100円)
3	療養給付費等 国庫負担金	658,000	647,000	11,000	101.70	一般被保険者に係る療養給付費等について、国が32%を負担するもの
4	高額医療費共同事業国庫負担金	19,800	19,800	0	100.00	高額医療費共同事業の拠出金の1/4を国が負担するもの
5	特定健診等国負担金	6,000	6,000	0	100.00	特定健康診査、特定保健指導の基準費用の1/3を国が負担
6	財政調整交付金	266,000	259,000	7,000	102.70	市町村の財政力の不均衡を調整するため、国が交付するもの(一般分医療給付費の9%相当)
7	療養給付費等交付金	273,000	285,000	△ 12,000	95.79	退職被保険者に係る療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付を受ける交付金
8	前期高齢者交付金	1,070,000	1,140,000	△ 70,000	93.86	前期高齢者1人当たり医療給付費と前期高齢者加入率による財政調整
9	高額医療費共同事業県負担金	19,800	19,800	0	100.00	高額医療費共同事業の拠出金の1/4を県が負担するもの
10	特定健診等県負担金	6,000	6,000	0	100.00	特定健康診査、特定保健指導の基準費用の1/3を県が負担
11	県財政調整交付金 県補助金	187,000	182,000	5,000	102.75	基準交付金(一般医療費の8%)＋支援交付金(健康づくりに対する取り組みの評価による加算1%)＝一般医療費の9%相当
12	高額医療費共同事業交付金	90,000	93,000	△ 3,000	96.77	一般被保険者に係る療養の給付に要した額が1件当り80万円を超えた場合、超過分が共同運営の財源から交付される
13	保険財政共同安定化事業交付金	400,000	403,600	△ 3,600	99.11	一般被保険者に係る療養の給付に要した額が1件当り30万円を超えた場合、超過分が共同運営の財源から交付される
14	基金運用収入	1	10	△ 9	10.00	基金利子収入
15	一般会計 繰入金	260,000	256,000	4,000	101.56	基盤安定分、財政安定化分、出産育児一時金分、職員給与費等を一般会計から繰り入れるもの
16	保険給付準備基金繰入金	1	1	0	100.00	療養給付費等の増加により、歳入不足が生じた場合基金を取り崩し、繰り入れるもの
17	繰越金	20	20	0	100.00	前年度からの繰越
18	延滞金	2,278	1,369	909	166.40	保険税の滞納分に係る延滞金
19	雑入	3,400	3,400	0	100.00	第三者行為(交通事故等で被害者が国民健康保険を使用した場合、国保で負担した医療費を加害者に請求し収納する)など
合計		4,060,000	4,044,000	16,000	100.40	

## 歳出

単位:千円

歳出内容		26年度	25年度	比較	前年度比	説明
1	一般管理費	78,061	76,259	1,802	102.36	国民健康保険事業運営に要する事務費等の費用
2	賦課徴収費	11,245	10,018	1,227	112.25	保険税の賦課及び徴収に要する費用
3	運営協議会費	510	510	0	100.00	国保運営協議会に要する費用
4	療養給付費	2,403,680	2,370,680	33,000	101.39	医療給付費の支払いに要する費用
5	高額療養費	248,250	246,250	2,000	100.81	医療費のうち高額療養費の支払いに要する費用
6	移送費	80	80	0	100.00	医師の指示により緊急的な必要性があり移送された場合に要する費用
7	出産育児一時金等	12,610	12,610	0	100.00	被保険者が出産した時に支給する一時金(1件42万円又は39万円)
8	葬祭費	5,000	5,000	0	100.00	被保険者が死亡した時に葬儀を行った人へ支給する費用(1件5万円)
9	後期高齢者支援金等	510,070	520,140	△ 10,070	98.06	後期高齢者(75歳以上)の医療費に当てるための支援金
10	前期高齢者納付金等	1,560	1,560	0	100.00	前期高齢者(65～74歳)の加入者数に応じた財政調整の拠出金
11	老人保健医療費拠出金	150	150	0	100.00	国保老人医療費の精算に充てるための拠出金
12	介護納付金	220,000	230,000	△ 10,000	95.65	介護保険の費用に充てるための納付金(40～64歳が対象)
13	高額共同事業医療費拠出金	78,300	79,580	△ 1,280	98.39	高額療養費共同事業交付金の運営に充てるための市町村拠出金
14	保険財政共同安定化事業拠出金	429,000	431,000	△ 2,000	99.54	保険財政共同安定化事業の運営に充てるための市町村拠出金
15	その他の共同事業拠出金	10	10	0	100.00	国保連合会共同事務事業に係る拠出金
16	保健事業費	58,404	57,393	1,011	101.76	各種保健事業(特定健診、人間ドック助成)に要する費用
17	給付準備基金積立金	10	10	0	100.00	保険給付準備基金への積立金
18	諸支出金	2,560	2,250	310	113.78	保険税の還付及び国庫支出金等の精算に要する費用
19	予備費	500	500	0	100.00	緊急的な支出に対応するための予算
合計		4,060,000	4,044,000	16,000	100.40	